久留米市長 原 口 新 五 様

久留米市情報公開・個人情報保護審議会 会長 神 原 和 宏

答 申 書

令和4年7月21日付け4子保第1200号による諮問事項について、下記のとおり答申する。

記

1 諮問事項

保育所・幼稚園の現況届確認業務及び給付認定申請書の入力業務において、現況届及 び保育・教育給付認定申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI -OCRサーバとオンライン結合を行うことの公益上の必要性及び個人の権利利益の侵 害の有無(条例第10条第1項第2号)について

【子ども未来部子ども保育課】

2 審議会の意見

保育所・幼稚園の現況届確認業務及び給付認定申請書の入力業務において、現況届及び保育・教育給付認定申請書に記載された個人情報を民間事業者が設置・管理するAI-OCRサーバとオンライン結合を行うことについては、公益上の必要性があり、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

3 承認日

令和4年7月28日